

# 個人情報保護規程

第 1.0 版

平成17年4月1日

(目 的)

第 1 条 この規程は、当社の役職員が「個人情報の保護に関する法律」、その他の関係法令等を遵守し、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、当社が取扱う個人情報の適切な保護を行うために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の対象となる個人情報とは、当社が行う事業において顧客等から取得する個人情報、及び顧客から預託された個人情報、並びに当社役職員等に関する個人情報とする。

(用語の定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

．「個人情報」とは、当社が保有している現存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付与された番号(電話番号、銀行口座番号、保険証番号等) 記号その他の符号、画像もしくは音声等により当該個人を識別できる情報(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより、当該個人を識別できるものを含む)をいう。但し、法人その他の団体に関して記録された個人に関する情報は除く。

．「情報主体」とは、一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

．「個人情報保護管理者」とは、社長により指名された者であって、個人情報保護に関する施策の実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

．「監査責任者」とは、社長により指名された者であって、個人情報保護管理者から独立した、公平、かつ客観的な立場にあり、個人情報保護に関する監査を行う権限を有するものをいう。但し、社外の第三者に監査業務を委託した場合は、当該業務受託者が選任した責任者をいう。

．「受領者」とは、個人情報の提供を受ける当社役職員をいい、出向社員、派遣社員、パート・アルバイト及び業務委託先の当該業務遂行者を含む。

．「情報主体の同意」とは、情報主体が、自己に関する個人情報の収集、利用又は提供に関する主旨を説明された上で、自己に関する個人情報の収集、利用又は提供について、承諾する旨の意思表示をおこなうこと。但し、情報主体者が子供等の場合は、保護者の同意を得たことをいう。

また、書面の交付等による契約手続きを伴わない取引、申込、加入等の行為の場合においては、当該行為の手段において、反対の意思を表明しない等の黙示的方法による意思表示を情報主体の同意に含めることができるものとする。

．「個人情報保護システム」とは、当社が保有する個人情報を保護するために、この規程及びこれに基づく諸規則に定める組織、計画、実施、監査及び見直し等を含むマネジメント・システムをいう。

．「収集目的」とは、個人情報の利用及び提供の範囲を定め、情報主体の同意の対

象となるものをいう。

・「利用」とは、当社が、収集目的の範囲内で個人情報を社内で使用することをいう。

・「提供」とは、当社が、収集目的の範囲内で自社以外の法人、団体、個人に対し、当社が保有、管理している個人情報を利用可能にすることをいう。

・「預託」とは、当社が、自社以外の法人、団体、個人に情報処理を委託するなどのために、保有している個人情報そのものを預けること、並びに、当社が、事業として自社以外の法人、団体、個人から、個人情報を含む文書等の保管を委託された場合の、個人情報を預かったことをいう。

#### （収集の原則）

**第 4 条** 個人情報の収集にあたっては、当社が行う事業の範囲内で、収集の目的を明確に定め、且つ、当該目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

#### （収集方法）

**第 5 条** 個人情報の収集にあたっては、適正かつ公正な手段によって行うものとする。

#### （特定の機微な個人情報の収集の禁止）

**第 6 条** 当社役職員（当社業務に従事する出向社員、派遣社員、パート・アルバイト及び業務委託先の当該業務遂行者を含む。以下同じ）は、次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集し、利用し、または提供してはならない。但し、当該情報の収集、利用または提供について情報主体の明確な同意がある場合、法令に特段の定めがある場合、および司法手続き上必要不可欠である場合については、この限りでない。

- ・ 思想、信条及び宗教に関する事項
- ・ 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、及び身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- ・ 勤労者の団結権、団体交渉及びその団体行動の行為に関する事項
- ・ 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- ・ 保健医療及び性生活に関する事項
- ・ その他前各事項に準ずる個人の機微に関する情報

#### （情報主体から直接収集する場合の措置）

**第 7 条** 当社役職員は、情報主体から直接個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、次の各号に定める事項またはそれと同等以上の内容の事項を書面もしくはこれに代わる方法によって通知し、情報主体の同意を得なければならない。

- ・ 個人情報に関する問い合わせ受付部署名及び連絡先
- ・ 個人情報の収集の目的
- ・ 個人情報の提供を行うことが予定されている場合には、その目的、当該情報の受

- 領者及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- 個人情報の預託を行うことが予定される場合は、その旨の通知
- 情報主体が個人情報を与えることの任意性、および当該情報を与えなかった場合に生じる結果
- 個人情報の開示を求める権利および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、ならびに当該権利を行使するための具体的な方法

#### (情報主体以外から間接収集する場合の措置)

**第 8 条** 当社役職員は、情報主体以外から間接的に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも前条第 1 号から第 4 号まで、および第 6 号に掲げる事項を書面又はこれに代わる方法により通知し、情報主体の同意を得なければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- 情報主体から個人情報を収集する際、予め個人情報の直接収集者が情報主体より、当社へ情報提供を行うこと告知し、同意を得ている場合
- 情報処理の委託を受け、個人情報を預託される場合
- 情報主体にとって、個人情報保護に値する利益を侵害する恐れのない収集を行う場合

#### (利用及び提供の原則)

**第 9 条** 個人情報の利用及び提供は、情報主体から同意をえた収集目的の範囲内で行うものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報主体の同意は要しない。

- 法令の規定による場合
- 情報主体又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

#### (収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置)

**第 10 条** 収集目的の範囲外で個人情報の利用及び提供を行う場合は、少なくとも第 7 条 (情報主体から直接収集する場合の措置) 第 1 号から第 4 号まで、および第 6 号に定める事項を、書面またはこれに代わる方法により情報主体に通知し、事前に情報主体から同意をえたうえで行うものとする。

#### (個人情報の正確性の確保)

**第 11 条** 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態を保って管理するものとする。

#### (個人情報利用の安全性の確保)

**第 12 条** 1 . 当社役職員が個人情報を利用するときは、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の個人情報に対する危険を回避するため、

技術面および組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

2. 前項に定める具体的な安全対策については、別に定める個人情報保護システムに則り、行うものとする。

#### (個人情報を預託する場合の措置)

**第13条** 当社が、情報処理を委託するなどのために個人情報を預託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている法人、団体、個人を選定のうえ、個人情報保護に関する契約を締結して保護水準を担保するものとする。

#### (個人情報を預託される場合の措置)

**第14条** 個人情報を含む文書等の寄託を受けるなど、個人情報を預託される場合は、別に定める個人情報保護システムに則り管理するものとする。但し、ダンボール箱、その他の容器に収納され、当社役職員が当該個人情報の受渡しを確認できないものは、預託の対象としない。

#### (自己情報に関する権利)

**第15条** 当社は、情報主体から自己情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、それに対して訂正または削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。但し、第三者から預託された個人情報については、この限りでない。

#### (自己情報の利用または提供の拒否権)

**第16条** 当社が既に保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ・ 法令の規定による場合
- ・ 情報主体又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護する為に必要な場合

#### (苦情および相談窓口)

**第17条** 個人情報及び個人情報保護システムに関する情報主体、顧客、当社役職員等からの苦情及び相談に対しては、苦情等相談窓口でこれを受け付け、適切に対応するものとする。

#### (組 織)

**第18条** 1. 当社は、別に定める情報セキュリティ委員会によって、個人情報保護システムの構築と管理を行なうものとする。

2. 前項に定める管理を行なうため、個人情報保護管理者を置く。

**（内部監査）**

**第19条** 当社は、個人情報保護システムの運用が適切に行われるよう、監査責任者を定め、年1回以上内部監査を行う。

**（監査基準）**

**第20条** 個人情報保護システムに関する内部監査の基準及び手続きは別に定める。

**（教育）**

**第21条** 情報セキュリティ委員会は、当社役職員に対して個人情報保護システムの周知徹底および実行について教育を行わなければならない。

**（教育の履歴管理）**

**第22条** 前条に従い実施された教育については、実施履歴並びに受講履歴を記録し、保存するものとする。

**（運用細則）**

**第23条** この規程のほか、個々の業務における個人情報の保護については、別に定める「情報セキュリティ管理システム基本要綱」並びに「個人情報保護規程細則」の定めに従って運用するものとする。

**（規程の改廃）**

**第24条** この規程の改廃は、総務部が発議し、個人情報保護管理者の承認を経て、社長が決定する。

改版履歴

版数	変更日	変更箇所	変更理由	変更内容	作成者
1.0	2005.4.01	-	初版発行		